

令和7年2月19日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者

杉 浦 智 子
林 ま り
柏 木 敬友子
小 島 義 雄

修正案の提出について

議案第15号 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案に対する修正案を次のとおり地方自治法第115条の3及び大津市議会会議条例第10条の規定により提出します。

議案第15号 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の全部を修正する。

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第2条 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、市民生活や地域経済を大きく疲弊させたが、追い打ちをかけるように一昨年秋からガソリンなどのエネルギー価格が上がり、追随して食料品をはじめとした諸物価の高騰が相次いでいる。そのため市民の暮らしや営業はますます深刻さを広げていることから、暮らしを直接支える施策の展開に着手すべきである。そのため市政運営に責任を負うべき立場の議員ならびに特別職の給与の引き上げは適切ではないため。